

第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

資料1

	項目	意見	推進会議の進め方や指針策定に当たっての考え方
指針策定全体	指針策定のスケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回推進会議においてパブリックコメントの意見が十分指針案に反映できるよう、開催時期を1月に変更してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメントの実施」、「最終指針案策定」、「2月議会での報告」のタイムスケジュールがタイトであることから、ご意見のとおり第4回推進会議の開催時期を1月中旬を目途に変更させていただく。
	条例検討委員会や令和元年7月に実施したパブコメ等の意見について	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの意見を、県民の声として指針に反映してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これらのご意見、犯罪被害者等の声と、推進会議の議論を踏まえて、県の指針を策定していく。
	予算が必要な支援施策について	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に盛り込む予算を伴う具体的施策（案）について、効果や実現性、財政負担、メリット・デメリットを整理したうえで推進会議に資料として提出してほしい。 ・検討する支援策について、必要性を明確に絞り込んでいけるような資料の提出を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を伴う具体的施策（案）については、「メリット」、「デメリット（又は施策の検討にあたっての課題）」を整理し、必要性を絞り込んだ資料を作成し、本推進会議に提出させていただいている。
条例の条項別	相談窓口について（第10条）	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援の全体コーディネート機能は県の窓口が担うべきである。 ・関係機関との連携について整理し、市町村窓口への情報提供を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体コーディネート機能は県が担い、複数の専門機関等による支援が必要な場合に、犯罪被害者等の同意を得たうえで、専門機関同士が情報を共有する仕組みを検討し、最適な支援が得られるよう調整を行っていく。 ・相談窓口から関係機関につながるフロー図を作成し、連携体制の強化、情報の共有を行っていく。
	経済的支援について（第11条）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の施策・制度では支援の対象とならない被害者もいる。支援金や見舞金の制度を指針に盛り込んでほしい。 ・加害者が損害賠償請求に応じない場合に、県が被害者に立替払のうえ加害者に請求する制度や、訴訟費用を軽減する制度を指針に盛り込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの経済的支援については、その支援の「メリット」、「デメリット（又は施策の検討にあたっての課題）」を整理し、必要性を絞り込んだ資料を作成・提出させていただいている。推進会議のご意見をいただきながら、具体的な施策を検討し、指針を策定していく。

第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方

資料1

	項目	意見	推進会議の進め方や指針策定に当たっての考え方
条例の条項別	居住の安定（第15条）	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の転居等にかかる費用等を負担する制度を指針に盛り込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> この制度については、その支援の「メリット」、「デメリット（又は施策の検討にあたっての課題）」を整理し、必要性を絞り込んだ資料を作成・提出させていただいている。推進会議のご意見をいただきながら、具体的な施策を検討し、指針を策定していく。
	雇用の安定（第16条） ※事業者の役割（第6条）含む	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の役割を条例に定めたことで、法的根拠となり被害者支援に役立っている。裁判出廷のための休暇制度等について指針に盛り込んでほしい。 犯罪被害者向けの休暇制度、犯罪被害を理由とする不利益な取扱い等がないよう配慮することなどは具体的な施策に盛り込んでほしい。 条例は雇用する側にもされる側にも重要である。事業主の役割として必要な配慮に努めることが規定されているので、情報を正確に伝えたいうで休養等の申出があれば、雇用する側も援助がしやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について、労働局と連携しながら周知・啓発を図ることを指針に反映する。 犯罪被害を理由とする不利益な取扱い等がないよう配慮することについて、事業主等に要請することを指針に反映する。
	県民の理解の促進（第17条）	<ul style="list-style-type: none"> 条例や相談窓口の周知が不十分である。ホームページや封筒など、できるところから改善を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見いただいたことから改善に取りかかっている。まずは、当課が使用する封筒へ「犯罪被害者等支援相談窓口」の名称及び電話番号について表示した。ホームページについても、分かりやすい、見やすいものとなるよう変更中である。

項目	意見	推進会議の進め方や指針策定に当たっての考え方
<p>人材の育成（第18条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体における人材の育成・確保が困難な状況である。県からも積極的な周知をお願いしたい。 ・民間支援団体の支援員の育成は活動の持続のうえで重要と思う。人材育成は時間がかかるため、長期的に活動を継続できる支援員の育成・確保の方策なども改めて議論していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成・確保について、広報をはじめとする必要な協力をしていくことを指針に反映する。 ・本年度のうち被害者支援センター主催の講習会の実施に当たっては、市町村の犯罪被害者等支援主管課長及び総合的対応窓口担当者に対し、受講案内の文書を発出している。 ・支援員、相談員については、職の特殊性から経験やノウハウの蓄積が必要であり、人材確保やその育成が重要課題と考えている。専門知識を有する方の採用や警察等関係機関と連携した講習会、研修会の実施等について必要な協力をしていく。
<p>民間支援団体への支援（第19条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こうち被害者支援センターは会費や寄附、委託、補助で運営してきた。会員や寄附を増やす自助努力も検討しているが、現状では困難。様々な支援をいただきたい。特に活動場所の提供をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体は、事件発生から被害者に寄り添って途切れなく総合的に支援を行っており、犯罪被害者等の支援を進める上で重要であることから条例に支援を明記している。 ・活動場所の提供については、人材育成の場、被害者等の相談の場、関係機関間における連携の場等の担っていただく役割と合わせて協議を行いながら検討を進めていく。
<p>連携体制の整備（第20条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者への総合的支援をしていくうえで、個人情報保護を担保しつつ関係機関が情報共有できるよう、連携の強化が必要である。 ・各関係機関の総合窓口が相互に連携できるように体制を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こうち被害者支援センターは、県警との間において、法律により犯罪被害者の個人情報提供される、「早期援助団体」に既に指定されている。 ・複数の専門機関等による支援が必要な場合に、犯罪被害者の同意を得たうえで、専門機関同士が情報を共有する仕組みを検討していく。 ・県（県警）においては、関係機関等の緊密な連携、相互協力によって犯罪被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的として、高知県被害者支援連絡協力会（警察署ごとに地区被害者支援連絡協力会（高知地区のみ高知、高知南、高知東の3警察署が所管）が既に設置されており、定例会（毎年）や個別事件に対するケース会議等が開催され、最適な支援が得られるよう調整を行っている。

条例の条項別